

令和3年8月27日

保護者各位

留萌市子ども発達支援センター
センター長 松下 高 広

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言中のサービス提供
について（お知らせ）

日頃より当センターの療育推進にご理解とご支援をいただき心より感謝申し上げます。

さて、本日27日（金）、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が北海道に発令されました。今週、留萌管内においても複数名の陽性者が発生しており、感染予防について徹底した対応が求められています。

当センターは宣言中も基本的に開所しておりますが、下記のとおり感染予防対策を講じて参りますので、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 緊急事態宣言の期間

令和3年8月27日（金）～9月12日（日）

※ 期間延長の場合は、下記対応も延長となります。

2 サービス利用に当たって

(1) 利用の際は、お子さんやご家族の健康状態に異常がないことをご確認ください。

①来所する前に必ず検温し、体調を確認してください。

- ・センター来所の際も玄関先で検温を実施いたします。
- ・玄関先での手指消毒にご協力願います。

②37度5分以上の発熱、風邪症状等がある場合は、利用をお控えください。

③PCR検査を受けた場合も利用をお控えください。結果について連絡をお願いします。

④発熱があった場合は、解熱して24時間を経過し、かつ咳などの諸症状がなくなると予約をお受けできません。

⑤少しでも不安な状況がありましたら、遠慮なくご相談ください。

(2) 予約について

①これまでと同様に、スマホ、電話等で予約を受け付けます。

②緊急事態宣言中、療育対象とならない兄弟姉妹の来所はお控えください。

（事情がある場合は、別途ご相談ください）

(3) 療育指導について

①着用が可能なお子さんにはマスクの着用をお願いします。

②感染予防の観点から、使用する指導室を限定して活動します。

③留萌市が「特定措置区域」に指定された場合、プール指導は中止といたします。

④その他

- ・指導終了ごとに消毒作業を行う関係上、お迎え時間の遵守をお願いします。
- ・帰宅後、手洗い、手指消毒、うがい等の感染予防対策を励行してください。

2 備考

不明な点がありましたら、センターまでお問い合わせください（電話 42-1109）